

## (7) 卒業枠

補助事業の終了時点において、常時使用する従業員の数が小規模事業者として定義する従業員数を超えていることが要件です。この要件を満たさない場合は、交付決定を受けていても、補助金をお受け取りいただけなくなりますので、十分にご注意ください。

### <要件>

- 常時使用する従業員の数が小規模事業者として定義する従業員数を超えていること。
- 様式2-1に記入した「主たる業種」において、補助事業の終了時点において、常時使用する従業員数が、以下の人数を満たす必要があります。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)	6人以上
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	21人以上
製造業その他	21人以上

※常時使用する従業員の考え方は、別紙「参考資料」のP.2をご参照ください。

### <必要書類> 実績報告時に下記の書類の提出が必要です。

- 実績報告書提出時点における直近1か月間の、労働基準法に基づく労働者名簿(常時使用する従業員全員分)
- 労働基準法に基づく労働者名簿には、以下の7項目の記載が必要です。

①労働者の氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所  
⑥従事する業務の種類 ⑦雇入れ年月日



- 卒業枠で採択された事業者は、通常枠への変更はできませんので、ご注意ください。